



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

700	和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（防災企画課）	1
701	令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（管財課）	4
702	総合評価一般競争入札による落札者の決定	（情報政策課）	7
703	管理理容師資格認定講習会の指定	（食品・生活衛生課）	7
704	管理美容師資格認定講習会の指定	（ " ）	8
705	生活保護法による指定医療機関の廃止	（福祉保健総務課）	8
706	生活保護法による医療機関の指定	（ " ）	9
707	"	（ " ）	9
708	生活保護法による施術機関の指定	（ " ）	9
709	"	（ " ）	10
710	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（障害福祉課）	10
711	大井堰土地改良区の役員の就退任	（農業農村整備課）	10
712	美浜町土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	11
713	公共測量の実施	（技術調査課）	11
714	"	（ " ）	11
715	公共測量の終了	（ " ）	11
716	道路の供用開始	（道路保全課）	12
717	"	（ " ）	12
718	一般競争入札による落札者の決定	（教育委員会）	12

○ 人事委員会告示

*7	職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部改正		
	正		13
8	平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部改正		13

○ 公告

	入札公告	（防災企画課）	14
	"	（管財課）	17
	"	（ " ）	20

告 示

和歌山県告示第700号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去15か年の間に、気象庁（管区気象台を含む。）、都道府県、市区町村又は国立研究開発法人防災科学技術研究所の発注に係る業務（平成27年3月31日までの間において独立行政法人防災科学技術研究所が発注した業務を含む。）であつて、震度情報を収集し気象庁へ伝達するシステムに接続されている計測震度計（気象測器等委託検定規則（昭和28年運輸省令第77号）第4条第1項の規定に基づき、同令第1条第1項第3号の震度計（加速度振動の振幅、周期及び継続時間を用いて計測震度を算出する方式のものに限る。）として検定に合格したものに限る。）及びその基礎台の新設、更新、移設又は増設のいずれかに該当するものに係る契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のア又はイに該当する担当技術者が所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（カ）又は（ス）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

(ア) ITストラテジスト

(イ) システムアーキテクト

(ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト

(エ) ITサービスマネージャ

(オ) 情報セキュリティスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

(キ) プロジェクトマネージャ

(ク) ネットワークスペシャリスト

(ケ) データベーススペシャリスト

(コ) システムアナリスト

(サ) アプリケーションエンジニア

(シ) システム監査技術者

(ス) システム運用管理エンジニア

イ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコマまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 個人にあっては、住民票

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、コ及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年6月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年6月3日（金）午前9時から同月17日（金）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年6月3日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和4年6月24日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年7月13日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して、10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第701号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

ア 令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,916,828kWh

イ 令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 3,489,987kWh

(2) 契約期間

令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間（令和4年9月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、

次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。
コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。
コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。
- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和4年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。
コンソーシアムにあつては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は郵送により提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し
カ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和4年6月3日（金）から同月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に記載されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年6月3日（金）から同月9日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和4年6月16日（木）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年6月9日（木）から同月20日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

なお、3の（5）の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページから資格審査申請書類をダウンロード

一ドすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和4年6月29日（水）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和4年7月7日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和4年7月15日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第702号

令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借について、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和4年5月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社インフォマティクス

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地

5 落札金額

140,800,000円（うち消費税及び地方消費税の額12,800,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和4年3月22日

和歌山県告示第703号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 - (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3番1号 双馬ビル4階401号室
 - (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
 - (1) 日程
 - 第1日 令和4年10月24日
 - 第2日 令和4年10月31日
 - 第3日 令和4年11月14日
 - (2) 会場
和歌山ビッグ愛
和歌山市手平二丁目1番2号（電話073-435-5200）
- 4 受講料 16,000円

和歌山県告示第704号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 - (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3番1号 双馬ビル4階401号室
 - (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
 - (1) 日程
 - 第1日 令和4年10月24日
 - 第2日 令和4年10月31日
 - 第3日 令和4年11月14日
 - (2) 会場
和歌山ビッグ愛
和歌山市手平二丁目1番地2号（電話073-435-5200）
- 4 受講料 16,000円

和歌山県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南医新 43-27	柳川レディースクリニック	海南市日方1519-1	令和 4.2.24

和歌山県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南医新 56-04	柳川レディースクリニック	海南市日方1519-1	令和 4.2.25
伊葉新 20-04	大竹薬局妙寺店	伊都郡かつらぎ町妙寺919-4	令和 4.4.1
岩医新 54-04	にしざわ泌尿器科クリニック	岩出市中黒243-2	令和 4.5.1

和歌山県告示第707号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
橋訪新 7-04	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39 メゾン山水 I 103号室	セントケア訪問看護ステーション橋本	橋本市岸上558番地3 2階	令和 4.5.1

和歌山県告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
--------------	-----	-------------	------------

田は新 15-04	萩野貴善	田辺市むつみ2番1号（はり・きゅう）	令和 4.3.1
--------------	------	--------------------	-------------

和歌山県告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
岩は新 15-04	林田静香	岩出市西野176-10（はり・きゅう）	令和 4.5.2
岩あ新 8-04	林田静香	岩出市西野176-10（あん摩・マッサージ）	令和 4.5.2

和歌山県告示第710号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011800 343	ヘルパーステーション小春日和	岩出市西国分793-1	同行援護	株式会社ソワン	岩出市西国分793-1	令和 4.6.1

和歌山県告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、大井堰土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和4年5月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	竹原豊次	西牟婁郡白浜町栄732番地の2
理事	加原幹夫	西牟婁郡白浜町中169番地
理事	山本孝一	西牟婁郡白浜町中7番地
理事	竹原千景	西牟婁郡白浜町中10番地
理事	高畑敏春	西牟婁郡白浜町栄821番地の1
理事	栗栖一	西牟婁郡白浜町栄1028番地の7
理事	吉田哲久	西牟婁郡白浜町栄811番地
理事	深見英司	西牟婁郡白浜町栄255番地

理事	尾崎修	西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地
理事	松本隆康	西牟婁郡白浜町才野354番地の1
監事	杉谷孫司	西牟婁郡白浜町栄175番地
監事	泉芳明	西牟婁郡白浜町才野519番地の2

2 就任した役員（令和4年6月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	山本孝一	西牟婁郡白浜町中7番地
理事	竹原千景	西牟婁郡白浜町中10番地
理事	吉田幸弘	西牟婁郡白浜町中104番地
理事	元戎浩行	西牟婁郡白浜町中19番地
理事	栗栖一	西牟婁郡白浜町栄1028番地の7
理事	吉田哲久	西牟婁郡白浜町栄811番地
理事	深見英司	西牟婁郡白浜町栄255番地
理事	高畑敏春	西牟婁郡白浜町栄821番地の1
理事	尾崎修	西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地
理事	松本隆康	西牟婁郡白浜町才野354番地の1
監事	杉谷孫司	西牟婁郡白浜町栄175番地
監事	西浦敏和	西牟婁郡白浜町才野1228番地

和歌山県告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美浜町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第713号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月17日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 有田市全域

和歌山県告示第714号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年5月23日から同年6月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山地内（安田島公園周辺）

和歌山県告示第715号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 令和3年11月8日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

和歌山県告示第716号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市多田字荒堀425番1地先から同市多田字塚本122番7地先まで

供用開始の期日 令和4年6月3日

和歌山県告示第717号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 海南市多田字荒堀393番10地先から同市多田字荒堀425番1地先まで

供用開始の期日 令和4年6月3日

和歌山県告示第718号

和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1

- 3 落札者を決定した日
令和4年5月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECAP/日興通信コンソーシアム
(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
(構成員) 日興通信株式会社
東京都世田谷区桜丘一丁目2番22号
- 5 落札金額
983,961,000円（うち消費税及び地方消費税の額89,451,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年4月8日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第1条の2関係） 1 資格、免許を必要とする職 社会福祉の職（社会福祉主事の職、児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、知的障害者福祉司の職、心理判定員の職、児童相談員の職、婦人相談員の職、母子自立支援員の職、児童指導員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童福祉法務専門員の職、社会福祉士の職）、心理職員の職、精神保健福祉相談員の職、保育士の職、義肢装具士の職、医師の職、歯科医師の職、歯科衛生士の職、歯科技工士の職、薬剤師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、臨床検査技師の職、衛生検査技師の職、臨床工学技士の職、理学療法士の職、作業療法士の職、保健師の職、助産師の職、看護師の職、准看護師の職、専任教員の職、獣医師の職、栄養士の職、職業訓練指導員の職、船舶職員の職、航空操縦士の職、航空整備士の職、無線技術士の職、無線通信士の職、電気技術者の職、電話工事技術者の職、計量士の職、学校栄養職員の職、司書の職、学芸員の職 2 略 3 略	別表第2（第1条の2関係） 1 資格、免許を必要とする職 社会福祉の職（社会福祉主事の職、児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、知的障害者福祉司の職、心理判定員の職、児童相談員の職、婦人相談員の職、母子自立支援員の職、児童指導員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童福祉法務専門員の職、社会福祉士の職）、心理職員の職、精神保健福祉相談員の職、保育士の職、医師の職、歯科医師の職、歯科衛生士の職、歯科技工士の職、薬剤師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、臨床検査技師の職、衛生検査技師の職、臨床工学技士の職、理学療法士の職、作業療法士の職、保健師の職、助産師の職、看護師の職、准看護師の職、専任教員の職、獣医師の職、栄養士の職、職業訓練指導員の職、船舶職員の職、航空操縦士の職、航空整備士の職、無線技術士の職、無線通信士の職、電気技術者の職、電話工事技術者の職、計量士の職、学校栄養職員の職、司書の職、学芸員の職 2 略 3 略

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第8号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年6月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項の表保育士の職の項の次に次のように加える。

義肢装具士の職	義肢装具士免許を有する者
---------	--------------

公 告

入 札 公 告

和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和4年度
- (2) 業務の名称
和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務
- (3) 業務の内容
入札説明書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県総務部危機管理局防災企画課
- (5) 契約期間
契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第700号に規定する和歌山県震度情報ネットワークシステム再整備業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館3階
和歌山県総務部危機管理局防災企画課
- (2) 期間
令和4年6月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和4年6月3日（金）午前9時から同月17日（金）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ

り及び電子メールを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階 防災研修室205

イ 入札日時

令和4年7月14日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和4年7月13日（水）午後5時までに和歌山県総務部危機管理局防災企画課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Reconstruction of Wakayama Prefecture Seismic Intensity Information Network System
- (2) Time limit for tender :
2:00 p.m. 14 July 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 13 July 2022)
- (3) Contact point for the notice :

Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural
Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2264
FAX 073-422-7652
e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達

和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館）和歌山市小松原通一丁目1番地

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,916,828kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間（令和4年9月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第701号に規定する令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

令和4年6月3日（金）から同月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年6月3日（金）から同月9日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和4年6月16日（木）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

令和4年7月20日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年7月19日（火）午後4時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付

すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあつては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合があります。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 1,916,828kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Honkan)

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 20 July 2022 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 19 July 2022)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

入札公告

令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達

和歌山県庁舎（南別館及び第2南別館）和歌山市湊通丁北一丁目2番1

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 3,489,987kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間（令和4年9月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第701号に規定する令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

令和4年6月3日（金）から同月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午

後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>) から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年6月3日（金）から同月9日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和4年6月16日（木）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

令和4年7月20日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年7月19日（火）午後4時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

(2) この一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 3,489,987kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Minami-bekkan)

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 20 July 2022 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 19 July 2022)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248